

# 事務所通信

2015年2月号 No.116



( 糸魚川シーサイドバレースキー場 )

## CONTENTS

- |                     |    |                      |    |
|---------------------|----|----------------------|----|
| ● 所長コメント<br>… 売れる理由 | P1 | ● スタッドレスタイヤを長持ちさせる方法 | P4 |
| ● 確定申告で間違いやすい事例     | P2 | ● 税務Q&A              | P5 |
| ● 平成26年度補正予算        | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学        | P6 |
|                     |    | ● 休日カレンダー あとがき       | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## 売れる理由

2月3日は節分ですが、日本各地で豆まきが行われています。大阪・成田山新勝寺では『マッサン』で亀山政春役の玉山鉄二、亀山エリー役のシャーロット・ケイト・フォックスが節分祭の追儺豆まき式に出席しました。先週の木曜日でしたが、上越市倫理法人会のモーニングセミナーにでんろく豆の社長 鈴木隆一さんが講演にくるといっているので行ってきました。私にとってでんろく豆は子供の頃から聞きなれたフレーズの『でん でん でんろく豆 うまい豆』。たぶん笑点並みの大変なロングセラーです。でんろく豆の社員は800名弱ですが、鈴木氏が3代目で社長になった頃でも700名くらいいたそうで、社長になるのが怖くてしょうがなかったそうです。それがそうでなくなったのが、お客様に喜ばれよう、社員に喜ばれようとするようになってからだそうです。でんろく豆の経営理念は

豆を究め、喜びを創る

私たちの経営の基本は顧客第一主義です。

お客様に喜ばれる「おいしい、良質な、安全な」商品づくりによって、社会に貢献していきたい。それが、でん六の願いです。

と言うものです。今までの労働が喜働になったのです。

ところで、節分の頃のスーパーにはでんろく豆が並びおまけに鬼のお面がついてきます。この鬼のお面は「赤塚不二夫の鬼の面」というフレーズでおなじみですが、毎年デザインは変更されています。今年は歌舞伎の鬼になっています。毎年同じデザインだと固定客はできません。飲食店であればメニューを少しずつかえていく工夫が必要です。そしてお客様に喜ばれればよいのです。

最近節分に恵方巻を食べるようになりました。10年位前にはその存在すら知りませんでしたが、今では豆まきをする人よりも恵方巻を食べる人のほうが多いんです。

関西の風習みたいですが、私の身近な記憶ではセブンが広めて、ナルスが予約をとってきたと思ってます。太巻きを鬼の金棒に見立てて、それを食べると福が来るなんていう買う理由をスーパーやコンビニが作っているのです。もうじき2月14日のバレンタインデーですが、これはメリーチョコレートが仕掛けたとか、伊勢丹が仕掛けたとか諸説あります。私は義理チョコでもうれしいですが恵方巻もチョコレートもなぜ買うのでしょうか。業者が仕掛けているのですが、われわれ消費者が買う習慣になっているからなのです。疑問を持たずに買われる商品は売れます。母の日のカーネーションもそうですし、土用のうなぎも習慣になっています。

我が家では誕生日にケーキを買って食べます。ケーキはクリスマスだけの商品ではありません。『誕生日にケーキでお祝いをしましょう』と日本で最初に始めたのは、不二家だそうです。誕生日ビジネスは毎日商品が売れ、顧客リストが作れるうえに新たな市場を創造できます。人は習慣によってものを買ったり行動するものです。

お客様に何故うちの商品を買わなければならないかを教えてあげ、お客様に繰り返し買っていただけると、お客様は買う習慣になり、その商品以外買わなくなれば固定客になり、宣伝もしてくれ儲かります。



## 確定申告で間違えやすい事例

### 【照会】 ～ 青色事業専従者と控除対象配偶者 ～

当社の使用人 A の妻 B は、生計を一にする父 C の青色事業専従者として月額 7 万円(年間 84 万円)の給与の支給を受けています。この場合、A は、B を控除対象配偶者とすることができますか。

### 【回答】

A は B を控除対象配偶者とすることができません。いったん生計を一にする他の者の事業専従者となった者については、その年において控除対象配偶者とすることはできません。なお、A と C が生計を一にしていなければ、A は B を控除対象配偶者とすることができます。

### 【照会】 ～ 事業用固定資産の取得に伴う生命保険契約の保険料 ～

物品販売業を営む A はその事業用建物(店舗)を取得(改築)するために金融機関から融資を受けましたが、その際、融資の条件として保証人をたてるか、一定の担保を提供するか又は貸主(金融機関)を受取人とする生命保険契約を締結することとされていたため、次のような掛け捨ての生命保険契約を締結しましたが、この保険料は事業所得の必要経費に算入できますか。

被保険者……A

保険金受取人…金融機関

保険期間……借入期間と同じ。

保険金額……借入残高(期間に応じて逦減します。)

### 【回答】

事業所得の必要経費として取り扱って差し支えありません。本件の保険料は、事業業の用に供する固定資産の取得のために締結した保険契約に係るものですから、借入金利息と同様に事業の遂行上必要な費用と考えられます。

### 【照会】 ～ 障害者控除の適用を受けることのできる年分 ～

本年、身体障害者手帳の交付申請を行って、手帳の交付を受けましたが、この手帳交付の基となった障害(視覚障害)は 3 年前と同程度であるため、その旨の医師の証明書により前年以前 3 年分について障害者控除の適用を受けることができますか。

### 【回答】

所得税基本通達 2-38 はその年の 12 月 31 日の現況における障害の実情に合わせて一定の要件により障害者控除の適用を認めるものであり、過去に遡及して適用を認める趣旨ではないため、障害者控除を遡及して適用することはできません。

～国税庁HP 参照～

< 広 川 >

# 平成26年度補正予算

平成27年1月9日、平成26年度補正予算案が閣議決定され経済産業省関連予算の概要が公表されましたのでご案内させていただきます。

## I. ものづくり・商業・サービス革新を支援

○ものづくり・商業・サービス革新補助金（H26年度補正：1,020億円）

新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助します。

補助対象 ①新しいサービス、新商品・試作品の開発 補助上限 ①1,000万円  
②複数者が共同で取り組む設備投資等 ②共同体で5,000万円

## II. 省エネ設備の導入を支援

○地域の工場・事務所・店舗、中小企業等に対する省エネ支援

（H26年度補正予算額 929.5億円）

- ①最新モデルの省エネ機器・設備を対象に、費用の1/2を補助します。その際、導入前後のエネルギー使用量の提出を省くなど申請手続きを簡素化します。
- ②このほか、工場・オフィス・店舗等の省エネに資する設備の更新・改修についても費用の1/2を補助します。

## III. 人材の確保・育成を支援

○中小企業・小規模事業者人材対策事業（H26年度補正予算額60億円）

- ①地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までの一貫支援します。
- ②「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、地域の複数の中小企業・小規模事業者による出向や共同研修等を通じて、地域の企業における人材育成を支援します。
- ③カイゼン活動指導者の育成・派遣、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成を支援します。

## IV. 小規模事業者を応援

○小規模事業者の持続化支援（H26年度補正予算額252億円）

- ①小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）の2/3を補助します（持続化補助金）また、①複数の事業者が共同で行う取組や、②雇用対策・買い物弱者対策への取組を行う事業者に対しては重点的に支援（補助上限のアップ）します。

補助上限額：50万円（①500万円、②100万円）

- ②既存の商圈を超えた広域に販路を拡大しようとする小規模事業者を対象に、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援などを行います。

などなど。（詳しくは中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm>にて）

現在平成26年度補正予算では主に上記のような内容が公表されています。

今後詳しい情報が公表されると思われますので補助金を利用されたい方は気にかけておいて下さい。

# スタッドレスタイヤを長持ちさせる方法

---

## 1. 走り方

最も注意したいのが乾燥路での走り方です。急ブレーキや急な発進はタイヤを傷めます。また、コーナーを曲がる時も丁寧に曲がりましょう。ちょっとしたことで寿命が延びます。

## 2. 年数

スタッドレスタイヤは、柔軟性がその性能を支えています。ですから、ゴムが経年劣化で固くなってしまうとグリップ力が下がってしまいます。

この点から寿命は3年といわれています。

## 3. 保存方法

少しでも長持ちさせるには、保存方法にも注意が必要です。

### ①しっかり洗い、水分を拭き取る

使用後のタイヤにはたくさんの汚れが付着しています。その中でも悪影響を及ぼすのが、「融雪剤（塩化カルシウム）」「油脂（タイヤワックスを含む）」です。融雪剤は雪を融かす薬品で、よく雪道に散布されていますが、これらがタイヤに付着したまま保管しているとゴムの劣化が早まります。使用後のタイヤはしっかり洗い、水分を拭き取ってから保存しましょう。

### ②タイヤの空気圧を抜く

タイヤの空気圧を3分の1ほど抜きます。スタッドレスタイヤを長期間保存するときは、ゴムの張りを緩め、タイヤを休ませます。

### ③直接地面に置かない

温度変化の少ない、通気性の良い場所で、横向きにして置きます。積み重ねるときは地面に直接置かないように、スノコや木材を利用し隙間を作ります。それらの上に1本ごとに段ボールなどで直接タイヤ同士が触れないように置きます。

**スタッドレスタイヤの消耗を防ぐには、普段の運転が重要なポイントです。急ブレーキ・急ハンドル、急加速の「急」の付く動作を避けることで、ダメージを減らし消耗をふせぐことが大切です。**

## 確定申告期に多いお問い合わせ事項Q & A

**Q 1** 所得税及び復興特別所得税の確定申告は、いつからいつまでにすればよいのですか。

**A 1** 平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成 27 年 2 月 16 日(月)から同年 3 月 16 日(月)までです。

**Q 2** 税金はいつまでに納付すればよいのですか。

**A 2** 平成 26 年分確定申告分の納税の期限は次のとおりとなります。

- ・ 所得税及び復興特別所得税 … 平成 27 年 3 月 16 日(月)
- ・ 消費税及び地方消費税 … 平成 27 年 3 月 31 日(火)
- ・ 贈与税 … 平成 27 年 3 月 16 日(月)

納税の期限は確定申告書の提出期限と同じ日となります。

**Q 3** 振替納税制度はどのような制度ですか。

**A 3** 振替納税は、申告されたご本人名義の金融機関の預貯金口座から申告税額を自動的に納税する制度です。一度手続をしていただければ、継続してご利用いただけます(転居等により所轄税務署が変わった場合には新たに手続が必要となります。)。なお、振替納税を利用される場合は、利用される税金の納税の期限(平成 26 年分所得税及び復興特別所得税は平成 27 年 3 月 16 日(月)、平成 26 年分消費税及び地方消費税は平成 27 年 3 月 31 日(火))までに、所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関に口座振替の依頼書を提出していただく必要があります。

国税庁HPより

< 畑 >

## 研修予定

日	時	研修内容	場所	講師	参加費
今月のテルモ経営研究会はお休みします。					

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく  
**経営革新等支援機関**に認定されました！！



経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
  - ②低金利での融資制度
  - ③各種補助金制度
  - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご活用ください。

### お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、  
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

### 会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

## ◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



「親のすねをかじる」のすねは、「労働」という意味。古いたとえに「すね一本、腕一本」という言葉がある。腕は仕事をする腕であり、すねは歩き回る足のこと。腕もすねも働いて金を稼ぐ元であり、親の労働に頼る意味に使われている。

教育モチベーションカレンダーより

(担当：いけばら)



# 休日カレンダー



2月(如月) February

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 倉又・山田
8	9	10	11 建国記念日	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22 斉藤・池原	23	24	25	26	27	28

- ・確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。
- ・網掛けの日が当事務所の休日です。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 2月の税務

- 2月 2日 贈与税の確定申告受付開始 (3月16日まで)
- 2月10日 平成27年1月分源泉所得税・住民税の納付
- 2月16日 所得税の確定申告受付開始 (3月16日まで)
- 3月 2日 平成26年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告 納付  
平成27年6月決算法人の法人税等・消費税中間申告 納付  
当月決算法人の消費税各種届出書提出



### ◆◆ あとがき ◆◆

年が明けてから約1ヶ月が過ぎましたが、当事務所の周りには雪が少なく、例年に比べますと何かと過ごしやすいような気がします。しかし、まだまだ冬の季節は続き、インフルエンザなども流行ってきているようですので、体調管理には十分注意して、充実した仕事ができるようにしていきたいと思ひます。

〈 堀 田 〉